平成２５年（フ）第１６０号
青森県弘前市大字富田１丁目８番地15　富田マンション15号、開始決定時の住所青森県弘前市大字桔梗野１丁目22番地10
破産者　千代谷　満
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第８０号
青森県弘前市大字福田２丁目２番地11　長栄Ａ棟
破産者　鹿内　英俊
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４８２号
宮城県塩竈市宮町９番24号　Ｋハイツ102号、従前の住所宮城県塩竈市今宮町１番９号
破産者　堀越　政博
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
秋田市寺内蛭根３丁目20番19号
破産者　佐々木桃子
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５号
福島県石川郡石川町字高田281番地、開始決定時の住所福島県石川郡石川町字南町58番地の１
破産者　コクヤこと　諸岡　英明
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
千葉県山武市上横地1240番地13
破産者　神谷　博司
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第４３７号
神奈川県茅ヶ崎市浜須賀11番10号　ドエルＮＨ茅ヶ崎１号室、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市松林１丁目１番52―307号　日神パレステージ茅ヶ崎
破産者　鈴木　秀政
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２２２号
横浜市戸塚区深谷町1417番地　レジェ戸塚深谷１―402号
破産者　山本　　正
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３１１号
横浜市港南区日野２丁目12番35号
破産者　多湖　誠悟
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４５６号
横浜市港北区綱島上町132―202、住民票上の住所横浜市栄区桂台東２番１―204号
破産者　鈴木　数也
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５１３号
横浜市鶴見区向井町４丁目88番地５　桃苑ビル305
破産者　門脇ひとみ
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５８４号
神奈川県藤沢市辻堂太平台１―11―14、住民票上の住所三重県亀山市上野町15番19号
破産者　吉井　力哉
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５９６号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡２丁目16番８号
破産者　池野谷健二
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６１２号
横浜市泉区白百合３丁目７番15号
破産者　吉田　龍郎
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６５２号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵１丁目22番１―201号第２リリーハイツ鶴が台
破産者　八木橋美千芳
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５２号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上772番地の７小松アパートⅡ１階、破産手続開始決定時の住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮上716番地の１
破産者　鍵和田秀政
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１５３号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上772番地の７小松アパートⅡ１階、破産手続開始決定時の住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮上716番地の１
破産者　鍵和田清子
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１５４号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上148番地の１縄井ハイツ102、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮上716番地の１
破産者　鍵和田孝政
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部